# 【EU】持続可能な経済活動の分類に関する EU タクソノミー規則の制定

海外立法情報課　濱野　恵

＊2020 年 7 月、持続可能な経済活動への投資を促進するため、どのような経済活動を持続可能と判断するかを示す分類体系である「タクソノミー」の枠組みを定める規則が施行された。

## 1　経緯

2018 年 3 月、欧州委員会は、持続可能な成長への資金調達に関する行動計画（COM(2018) 97）を公表し、最重要事項として、環境的に持続可能な経済活動への投資を促進するため、EU 共通の「タクソノミー（Taxonomy）」を定義することを掲げた。タクソノミーとは、動植物等の分類法、分類学を意味する言葉で、上記の文脈では、どのような経済活動が持続可能なものと判断されるかを示す基準となる分類体系を意味する。2018 年 5 月、欧州委員会は、タクソノミーに関する規則案（COM(2018) 353）を欧州議会及び EU 理事会に提出した。

2019 年 12 月、欧州議会と EU 理事会は、同規制案の修正に関する非公式の政治的合意に達し、規則案は、2020 年 4 月 15 日に EU 理事会で、同年 6 月 17 日に欧州議会で正式に採択された。同月 22 日、「持続可能な投資を容易にするための枠組みを創設し、規則(EU)2019/2088 を改正する 2020 年 6 月 18 日の欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852」（Regulation (EU) 2020/852. 以下「タクソノミー規則」）[1]が公布され、同年 7 月 12 日から施行された（全 3 章 27 か条）。

## 2　規則の概要

### （1）目的・範囲

タクソノミー規則は、ある投資が環境的な持続可能性に関与する程度を確定する目的で、そのような投資に含まれる経済活動が環境的に持続可能であるかを決定する基準を規定するものである。同規則の規定は、①環境的に持続可能な金融商品に関する要件を定める加盟国又は EU の措置、②金融市場参加者（保険会社、投資会社等）、③非財務情報開示の義務を負う企業（従業員規模 500 人超の上場企業、銀行、保険会社等）に適用される（第 1 条）。

### （2）環境的に持続可能な経済活動の基準

経済活動は、次の 4 条件を満たす場合に、環境的に持続可能とみなされる。①タクソノミー規則に掲げる 6 つの環境目的（後述(3)）の 1 つ以上に実質的に貢献すること、②6 つの環境目的のいずれにも著しい害を及ぼさないこと、③最低限の社会的なセーフガード（企業活動における人権擁護に関する国際規範等）を遵守すること、④欧州委員会が定める技術的なスクリーニング基準に適合することである（第 3 条）。なお、①には、他の経済活動が環境目的に貢献することを可能にする活動（enabling activities）、例えば、太陽光発電等の再生可能エネルギー技術に不可欠な製品や部品等の製造等も含まれる（第 16 条）。

### （3）環境目的

---

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 9 月 10 日である。

[1] Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088, OJ L198, 2020.6.22. <http://data.europa.eu/eli/reg/2020/852/oj>

タクソノミー規則における 6 つの環境目的とは、(a)気候変動の緩和、(b)気候変動への適応、(c)水・海洋資源の持続可能な利用と保護、(d)循環経済への移行、(e)汚染防止・管理、(f)生物多様性・生態系の保護と回復である（第 9 条）。

**(4)　環境目的に実質的に貢献する経済活動**

タクソノミー規則は、次のとおり、各環境目的に実質的に貢献する経済活動の枠組みを示す。経済活動の詳細は、欧州委員会が採択する委任行為（delegated acts）により、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関しては 2020 年、その他の環境目的に関しては 2021 年の各末日までに定められ、それぞれ 2022 年又は 2023 年の 1 月 1 日から適用される（第 10 条から第 15 条）。

**(a) 気候変動の緩和（第 10 条）**：温室効果ガスの排出の回避又は削減、除去を通じて、気候システムへの人為的な干渉が防止されるよう、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることに貢献する経済活動（再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の向上、持続可能な再生可能原料への切替え等）。技術的及び経済的に実現可能な低炭素の代替手段が存在しない場合は、温室効果ガスの段階的な削減等を通じて、気候中立（温室効果ガスの実質的な排出ゼロ）への移行を支援する経済活動（transitional activities）も該当する。

**(b) 気候変動への適応（第 11 条）**：現在及び将来の気候状況による悪影響を低減させることに貢献する経済活動（気温上昇に対応するため、都市部の送電線に動作温度限界の高い部品を使用する等）。

**(c) 水・海洋資源の持続可能な利用と保護（第 12 条）**：地表水、地下水、海洋水の良好な状態を達成する又はその悪化を防ぐ経済活動（都市・工業廃水の適切な回収・処理・排出等により、マイクロプラスチック等の汚染物質を含め、都市・工業廃水等による悪影響から環境を保護する等）。

**(d) 循環経済への移行（第 13 条）**：自然資源のより効率的な利用、製品の耐久性・修理可能性・再利用性等の向上、廃棄物の発生抑制等に貢献する経済活動。

**(e) 汚染防止・管理（第 14 条）**：温室効果ガス以外の汚染物質の大気・水・地中への排出の削減、ごみや汚染物質の除去等により、環境汚染防止に貢献する経済活動。

**(f) 生物多様性・生態系の保護と回復（第 15 条）**：自然及び生物多様性の保存、持続可能な農業や森林管理等を通じた、生物多様性及び生態系の保護・保存・回復に貢献する経済活動。

**(5)　金融商品の透明性の確保**

環境的な持続可能性への貢献を目的とする金融商品や環境の要素を考慮した金融商品については、関連する環境目的に関する情報、貢献の方法及び範囲が開示されなければならない。この際、持続可能性又は環境配慮に資する投資が、当該金融商品に占める割合が示されなければならない（第 5 条、第 6 条）。これらに該当しない金融商品については、当該金融商品の基礎となる投資は環境的に持続可能な経済活動に関する EU の基準を考慮に入れていない旨が明示されなければならない（第 7 条）。また、非財務情報開示の義務を負う企業は、当該企業の経済活動が環境目的にどのように及びどの程度関連するかを非財務情報において示さなければならない。その際、特に、環境的な持続可能性に資する経済活動から生じた売上高、関連する設備投資額、事業運営費の割合を開示しなければならない（第 8 条）。

これら金融商品の透明性の確保に関する規定は、気候変動の緩和及び気候変動への適応の 2 つの環境目的に関しては 2022 年 1 月 1 日から、その他の環境目的に関しては 2023 年 1 月 1 日から適用される（第 27 条）。